

○内閣府、厚生労働省、財務省、
文部科学省、国土交通省、環境省、
経済産業省、告示第号

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年
運輸省、建設省、郵政省、労働省、
令第一号）第四条

の三第一項の規定に基づき、対内直接投資等に関する命令第四条の三第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年四月
内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、環境省

令和年月日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

財務大臣 鈴木 俊一

文部科学大臣 盛山 正仁

厚生労働大臣 武見 敬三

農林水産大臣 坂本 哲志

経済産業大臣 齋藤 健

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

環境大臣 伊藤信太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表

「二〇八 略」

九 次に掲げる物の大分類E―製造業

イ 「略」

ロ 半導体素子若しくは集積回路の製造のために専ら用いられる半導体部素材（半導体の製造工程において用いられる物資又はその部分品若しくは素材等（未加工の原料又は物資を除く。以下この号において同じ。）をいう。）又は半導体製造装置（半導体素子又は集積回路の製造、測定又は分析の用に供されるダイシングソー、ウエハプローバー、電子顕微鏡その他専らこれらの用に供される細分類二六七―半導体製造装置製造業、小分類二七三―計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業及び小分類二九七―電気計測器製造業を含む。）若しくはその部分品若しくは素材等

ハ 「略」

ニ 積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、SAW（弾性表面波）フィルタ、BAW（バルク弾性波）フィルタ、積層チップインダクター、水晶振動子、水晶共振子又は水晶発振子の製造に専ら用いられる部分品、素材等又は装置

ホ データの送受信機能を有するものであって、複写、印刷、ファクシミリ送信又はスキャンのうち二以上の機能を有する機械器具（スマートフォン、携帯電話機又はPHS電話機を除く。）

改正前

別表

「二〇八 同上」

九 次に掲げる物の大分類E―製造業

イ 「同上」

ロ 半導体素子又は集積回路の製造のために特に設計した半導体部素材（半導体の原料を加工した物であり、半導体の製造工程においてその一部として用いられる物質をいう。）

ハ 「同上」

「新設」

「新設」

〓 「略」

十 船舶の部品のうち、次に掲げる物の大分類E―製造業

イ ディーゼルエンジン（連続最大出力が七百三十五キロワット以上のものに限る。）及びその部分品（ディーズルエンジン（二サイクルのものに限る。）に用いられるクラシヤフトに限る。）

「ロゝハ 略」

「十一〓十五 略」

十六 細分類二一七―ガラス繊維・同製品製造業（石英系光ファイバ素線の製造業に限る。）

十七 細分類二二二―コンクリート製品製造業（数値制御を行うことができる金属工作機械等の製造又は補修の用に供される鋳物の代替素材（ミネラルキャストに限る。）の製造業に限る。）

十八 「略」

十九 細分類二三四―光ファイバケーブル製造業（通信複合ケーブルを含む）（石英系光ファイバケーブルの製造業に限る。）

二十 「略」

二十一 「略」

二十二 「略」

二十三 細分類二六六三―金属工作機械用・金属加工機械用部品・附属品製造業（機械工具、金型を除く）（数値制御を行うことができる金属工作機械等の製造又は補修の用に供されるボールねじ、リニアガイド又はリニアスケールの製造業に限る。）

「号を削る。」

二十四 「略」

〓 「同上」

十 船舶の部品のうち、次に掲げる物の大分類E―製造業

イ ディーゼルエンジン（二サイクルであり、かつ、連続最大出力が七百三十五キロワット以上のものに限る。）及びその部分品（クラシヤフトに限る。）

「ロゝハ 同上」

「十一〓十五 同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

十六 「同上」

「号を加える。」

十七 「同上」

十八 「同上」

十九 「同上」

「号を加える。」

二十 細分類二六七―半導体製造装置製造業

二十一 「同上」

二五〇 〔略〕

二四九 〔略〕

二三八 細分類二八二一―抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業（積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ又は積層チップインダクターの製造業に限る。）

二七九 〔略〕

二七〇 〔略〕

二六一 〔略〕

二六〇 〔略〕

二五九 細分類二八九九―その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業（SAW（弾性表面波）フィルタ、BAW（バルク弾性波）フィルタ、水晶振動子、水晶共振子又は水晶発振子の製造業に限る。）

三三三 〔略〕

三三二 〔略〕

三三〇 〔略〕

三二九 〔略〕

三二八 〔略〕

三二七 〔略〕

三二六 〔略〕

三一九 〔略〕

三六八 〔略〕

三六七 〔略〕

三六六 〔略〕

三六五 〔略〕

三六四 〔略〕

三六三 〔略〕

三六二 〔略〕

三六一 〔略〕

三六〇 〔略〕

三三九 〔略〕

三三〇 〔略〕

三二九 〔略〕

三二八 〔略〕

二二二 〔同上〕

二二三 〔同上〕

二二四 〔同上〕

二二五 〔同上〕

二二六 〔同上〕

二二七 〔同上〕

二二八 〔同上〕

二二九 〔同上〕

二二〇 〔同上〕

二一九 〔同上〕

二一八 〔同上〕

二一七 〔同上〕

二一六 〔同上〕

二一五 〔同上〕

二一四 〔同上〕

二一三 〔同上〕

二一二 〔同上〕

二一一 〔同上〕

二一〇 〔同上〕

二〇九 〔同上〕

二〇八 〔同上〕

二〇七 〔同上〕

二〇六 〔同上〕

二〇五 〔同上〕

二〇四 〔同上〕

二〇三 〔同上〕

二〇二 〔同上〕

二〇一 〔同上〕

二〇〇 〔同上〕

二五〇 〔略〕

二四九 〔略〕

二三八 細分類二八二一―抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業（積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ又は積層チップインダクターの製造業に限る。）

二七九 〔略〕

二七〇 〔略〕

二六一 〔略〕

二六〇 〔略〕

二五九 細分類二八九九―その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業（SAW（弾性表面波）フィルタ、BAW（バルク弾性波）フィルタ、水晶振動子、水晶共振子又は水晶発振子の製造業に限る。）

三三三 〔略〕

三三二 〔略〕

三三〇 〔略〕

三二九 〔略〕

三二八 〔略〕

三二七 〔略〕

三二六 〔略〕

三一九 〔略〕

三六八 〔略〕

三六七 〔略〕

三六六 〔略〕

三六五 〔略〕

三六四 〔略〕

三六三 〔略〕

三六一 〔略〕

三六〇 〔略〕

三三九 〔略〕

三三〇 〔略〕

三二九 〔略〕

三二八 〔略〕

三二七 〔略〕

二二二 〔同上〕

二二三 〔同上〕

二二四 〔同上〕

二二五 〔同上〕

二二六 〔同上〕

二二七 〔同上〕

二二八 〔同上〕

二二九 〔同上〕

二二〇 〔同上〕

二一九 〔同上〕

二一八 〔同上〕

二一七 〔同上〕

二一六 〔同上〕

二一五 〔同上〕

二一四 〔同上〕

二一三 〔同上〕

二一二 〔同上〕

二一一 〔同上〕

二一〇 〔同上〕

二〇九 〔同上〕

二〇八 〔同上〕

二〇七 〔同上〕

二〇六 〔同上〕

二〇五 〔同上〕

二〇四 〔同上〕

二〇三 〔同上〕

二〇二 〔同上〕

二〇一 〔同上〕

二〇〇 〔同上〕

第四十二号まで、第四十七号から第四十九号まで及び第五十二号に掲げるものに係る事業に係るサービスを提供するため

第三十七号まで、第四十二号から第四十四号まで及び第四十七号に掲げるものに係る事業に係るサービスを提供するため

に必要なシステムのために特に設計したプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業若しくは細分類四〇一二―インターネット利用サポート業又はこれらの事業のために専ら用いるための情報処サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する細分類三九二一―情報処サービス業若しくはインターネット利用サポート業

四十二 百万人以上の者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報をいう。）であつて次に掲げるものを扱うために特に設計したプログラムを作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業若しくは細分類四〇一二―インターネット利用サポート業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する細分類三九二一―情報処サービス業（ロに該当するものにあつては、銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）、銀行持株会社（同条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）、保険持株会社（同条第十六項に規定する保険持株会社をいう。）、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）であつて第一種金融商品取引業（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。）若しくは投資運用業（同条

に必要なシステムのために特に設計したプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業若しくは細分類四〇一二―インターネット利用サポート業又はこれらの事業のために専ら用いるための情報処サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する細分類三九二一―情報処サービス業若しくはインターネット利用サポート業

三十七 百万人以上の者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報をいう。）であつて次に掲げるものを扱うために特に設計したプログラムを作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業若しくは細分類四〇一二―インターネット利用サポート業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する細分類三九二一―情報処サービス業（ロに該当するものにあつては、銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）、銀行持株会社（同条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）、保険持株会社（同条第十六項に規定する保険持株会社をいう。）、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）であつて第一種金融商品取引業（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。）若しくは投資運用業（同条

第四項に規定する投資運用業をいう。)を行うもの若しくは指定親会社(同法第五十七条の十二第一項に規定する指定親会社をいう。)(以下これらのものをこの号において「指定金融機関」という。)又は指定金融機関の子会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第三号に規定する子会社をいう。)が、指定金融機関等(指定金融機関又はその関係会社(会社計算規則(平成十八年法務省令第十三号)第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。)をいう。以下この号において同じ。)に対して提供する場合又は法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する場合が一定以下とされている指定金融機関等が当該一定割合以下で当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合若しくは法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が定められていない指定金融機関等が主として当該指定金融機関等に提供しつつ当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合に係るものを除く。)

「イ」ロ 略

四十三

〔略〕

四十四

〔略〕

四十五

〔略〕

四十六

〔略〕

四十七

〔略〕

備考 この表は、統計法第二十八条に基づき、産業に関する分類を定める件(令和五年七月総務省告示第二五十六号)の分類表に従っている。

第四項に規定する投資運用業をいう。)を行うもの若しくは指定親会社(同法第五十七条の十二第一項に規定する指定親会社をいう。)(以下これらのものをこの号において「指定金融機関」という。)又は指定金融機関の子会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第三号に規定する子会社をいう。)が、指定金融機関等(指定金融機関又はその関係会社(会社計算規則(平成十八年法務省令第十三号)第二条第三項第二十二号に規定する関係会社をいう。)をいう。以下この号において同じ。)に対して提供する場合又は法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する場合が一定以下とされている指定金融機関等が当該一定割合以下で当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合若しくは法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が定められていない指定金融機関等が主として当該指定金融機関等に提供しつつ当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合に係るものを除く。)

「イ」ロ 同上

三十八

〔同上〕

三十九

〔同上〕

四十

〔同上〕

四十一

〔同上〕

四十二

〔同上〕

備考 この表は、統計法第二十八条に基づき、産業に関する分類を定める件(平成二十五年十月総務省告示第四百五号)の分類表に従っている。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(適用期日)

1 この告示は、公布の日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の対内直接投資等に関する命令第四条の三第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件別表の規定は、この告示の適用の日から起算して三十日を経過した日以後に行う外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十八条第一項に規定する特定取得（以下「特定取得」という。）又は同法第二十六条第一項第四号に規定する特定組合等が行う特定取得に相当するもの（以下「特定取得に相当するもの」という。）について、それぞれ適用し、同日前に行った特定取得又は特定取得に相当するものについては、なお従前の例による。